

令和6年度 武庫女スポーツ振興協賛寄付金についての趣意書

寄付対象

武庫川女子大学

武庫川女子大学短期大学部

武庫川女子大学附属中学校高等学校

スポーツクラブ武庫女

武庫川女子大学 スポーツセンター

〈ごあいさつ〉

大学を中核としたスポーツ振興が求められる中、本学は平成29年2月に武庫川女子大学スポーツセンターを創設いたしました。このセンターは、課外活動支援を通して、主体性や実行力、協調性などの人格形成を育む女性リーダーシップの教育を目指しています。具体的には、学生アスリートへの競技力向上支援、学友会活動の活性化を図っています。また、一般学生ならびに教職員へのウェルネス向上支援を行うとともに、地域住民の方へのスポーツコミュニティー支援と地域創生支援を目的とし、総合型スポーツクラブを通して、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象としたさまざまな運動プログラムも提供しています。

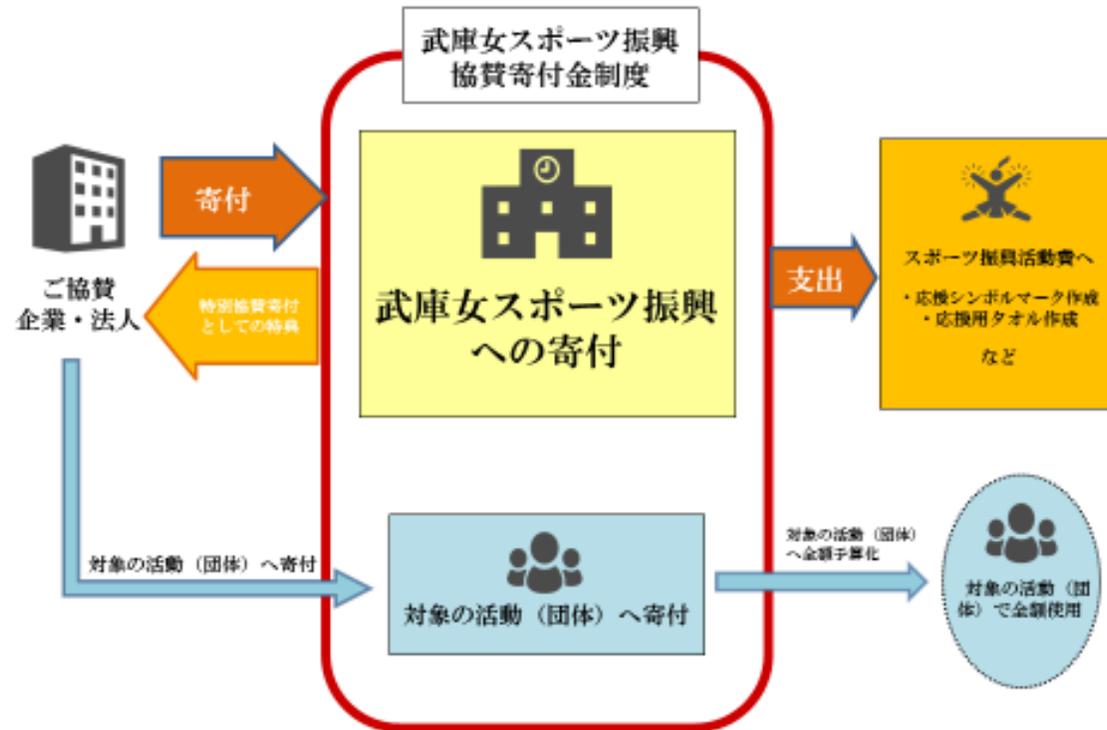
つきましては、センターでの取組みの継続と更なる発展のため、個人または企業・団体からの協賛寄付金を募っており、趣旨にご賛同いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

学校法人 武庫川学院
学院長 大河原 量

〈協賛寄付金について〉

協賛寄付金は、個人は1口1,000円で1口以上、企業・団体は1口5,000円で1口以上とし、寄付者名はスポーツセンターホームページ等に記載の上、謝意を称させていただきます。※「税制上の優遇措置」も受けることができます。
 さらに、『大学全体のスポーツ振興』のためにご寄付いただいた協賛寄付金の金額に応じ、特別協賛として次ページの特典メニューリストの中から、ご希望の項目をお選びいただくことができます。

武庫女スポーツ振興協賛寄付金のイメージ



特別協賛の特典

※¹ 武庫女スポーツ全体の振興のため、協賛寄付金の金額を対象とします。

| メニュー | 協賛寄付金額 ※ ¹ | 備考 |
|---|-----------------------|----|
| <p>スポーツセンターホームページへの広告掲載</p> <p>スポーツセンターホームページに企業・団体の企業名、ロゴを掲載いたします。</p> | <p>10万円～</p> | |
| <div data-bbox="213 782 582 1053" data-label="Image"> </div> <p>ウェルネス館での御社冠プログラムの実施</p> <p>阪神電鉄高架下のステーションキャンパス・ウェルネス館にて、本学学生・教職員などを対象に御社名を冠にしたスポーツプログラムを実施いたします。</p> | | |

学生の主な活躍

新体操部



陸上競技部



水泳部



カヌー部



協賛金 活用事例

- 運動部統一ロゴデザイン「LAVYS」の作成



- フレンドリーマッチ 応援用タオル制作



〈協賛寄付の手続方法〉

- (1) 別紙『武庫女スポーツ振興協賛寄付金申込書』を、下記いずれかの方法によりスポーツセンターへご提出ください。【申込締切：令和7年2月28日（金）】

①郵送による方法

〒663-8558

兵庫県西宮市池開町6-46

武庫川女子大学スポーツセンター宛 に郵送してください。

②FAXによる方法

武庫川女子大学スポーツセンター（FAX 0798-45-3573）へ送信してください。

③メールによる方法

『武庫女スポーツ振興協賛寄付金申込書』（Word版）をスポーツセンターホームページに掲載しています。ファイルをメールに添付いただき、スポーツセンター（spocen@mukogawa-u.ac.jp）へ送信してください。

- (2) 申込書提出から1か月以内に、下記の銀行口座にお振込みください。入金確認後、領収証を郵送させていただきます。
なお、お振込みの際の手数料は、恐れ入りますがご負担願います。

| |
|---|
| 学校法人 武庫川学院（スポーツセンター） りそな銀行 西宮支店 普通 0224212 |
|---|

〈税制上の優遇措置について〉

●個人の方

本学に対する2,000円を超えるご寄付は、確定申告をすることで税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます。

2つの所得税控除（1. 税額控除 2. 所得控除）のうち、いずれか一方の制度を選択し、確定申告時に適用を受けることができます。所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの場合、1. 税額控除が2. 所得控除よりも減税効果が大きくなります。※詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

ご寄付いただいた後、学校法人武庫川学院の「領収書」と「特定公益増進法人であることの証明書」（写）及び「税額控除に係る証明書」（写）をお届けいたしますので、ご寄付いただいた翌年の確定申告時に添付してお使いください。

●法人の方

法人税法に基づき、「特定公益増進法人に対する寄付金」として当該事業年度の損金に算入することができます。

・特定公益増進法人に対する寄付金

法人様が学校法人武庫川学院に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入することができます。詳細は、武庫川女子大学WEBサイト「武庫川学院へのご支援をお考えのみなさまへ」の“税制上の優遇措置”をご確認ください。



協賛寄付のご協力を よろしくお願い申し上げます。

《申込み・問合せ窓口》

武庫川女子大学スポーツセンター

(担当：芦田・笹岡)

電話：0798-45-3526 Fax：0798-45-3573

spocen@mukogawa-u.ac.jp